

令和 5 年 9 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表 便り

祭り祭り祭り！

皆様こんにちは。今回は、お祭りの話。

私、令和 5 年 6 月から春日井市商店街連合会会長の役に就きまして、商店街が主催するお祭りに色々顔を出しています。この記事が皆様のお手元に届くのは、夏祭りが全て終わっている頃だと思いますが、多分来年も顔を出さずと思いますので、見かけたときは是非お声をかけて頂ければと思います。

私が行っているのは、商店街が主催しているお祭りがほとんどです。商店街の経営者の方は、昔からここで育って、経営して、客も従業員も地元ということになり、地元の顔役という方が多いですね。ただ、時代も変わってきて、商店街の元気はなく、多分に住民の高齢化よりも早いスピードで高齢化が進んでいます。それにより、お祭りなどに割くマンパワーがなくなってきており、商店街主催のお祭りも存続の危機に瀕しています。町内会が主催しているお祭りもそうです。町内会の方とお話しても、やはり商店街と同じように運営側の高齢化が進んできており、やり手が少なくて大変だということです。



【春日井市 HP より】

そんな現状はさておき、私にとって祭りとは、カレーライスの福神漬け！牛丼の紅ショウガ！そうめんつゆに入れるネギ！…と同じように、無くても死にはしないけど、私は絶対欲しい！というもののなので、今後も頑張って企画、運営、お手伝いしていこうと思います。

そんな決意をもって、今週末の鳥居松と繁田のお祭りにて、運営している商店のために沢山買って沢山飲んで楽しむ予定です！

本店 便り

令和 5 年 10 月よりふるさと納税の制度改正！?

文責：亀田

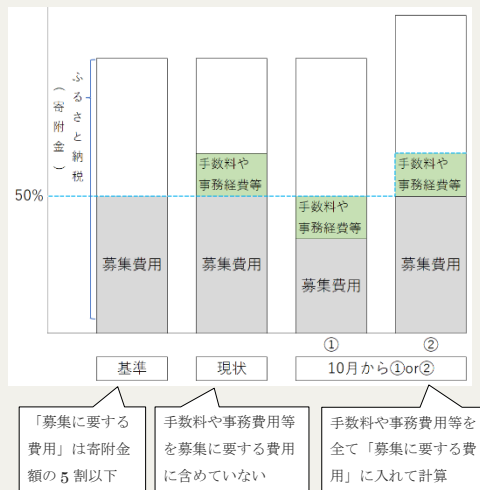
9 月になり夏も終盤に差し掛かってきていますが、まだ暑い日々が続きますので体調管理にお気を付け下さい。今回はふるさと納税の制度改正についてご紹介します。

初めに、ふるさと納税とは、寄附した金額から 2,000 円を除いた金額が所得税(復興特別所得税を含む)及び個人住民税から控除され、寄附した自治体から返礼品がもらえる制度です。令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日に寄附した場合、令和 5 年度の所得税、令和 6 年度の住民税の控除の対象となります。そのため、当年度の適用期日は令和 5 年 12 月 31 日となります。

※控除限度額を超えた分は自己負担となってしまうため、ふるさと納税(寄附金)の限度額を計算する必要があります。

来月(令和 5 年 10 月)に改正される、ふるさと納税 5 割ルール厳重化について詳しく説明をします。

5 割ルールとは、自治体側の「募集に要する費用」は寄附金額の 5 割以下とすることです。令和 5 年 9 月以前までの基準では、ポータルサイトによって手数料の扱いが異なりましたが、令和 5 年 10 月以降は、5 割ルール厳重化により受領証の発行などの付随費用も含めて寄附金額の 5 割以下とする基準に変わります。その為、手数料や事務費用等の経費も募集に要する費用に含めるか、寄附金額の引き上げが行われる可能性があります。(※募集費用(改正後): 返礼品、送料、ポータルサイトの手数料、委託料、その他経費等)



<次のページへ続く>

＜前のページからの続き＞

手数料や事務費用等によって、今までと同じ寄附額でも還元率が下がる可能性、もしくは、返礼品の内容が同じでも寄附額が増加する可能性があります。

控除限度額の試算含め、ご不明な点等ございましたら担当までお申し付けください。

【参考】

総務省 ふるさと納税

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/deduction.html

総務省 ふるさと納税の次期指定に向けた見直し

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu04_02000113.html

経営情報

法人成りに伴う経営セーフティ共済の取り扱いについて

文責：恩田

弊社の個人事業主のお客様の中にも、事業を法人化される方が増えてまいりました。そこで今回は、経営セーフティ共済の契約者である個人事業主の方が法人成りされた場合の処理についてご紹介させていただきます。

経営セーフティ共済は法人成りに伴い、個人事業主から法人へ引き継ぐことができます。ただし、下記のような幾つかの条件を満たす必要があります。



- ① 継承事由の発生から 3 か月以内に申し出ること
- ② 資本金額、従業員数などの経営セーフティ共済の加入資格を満たしていること
- ③ 個人事業主時点の共済金や一時貸付金の返済及び違約金の支払の義務も引き継ぐこと

経営セーフティ共済を法人成りに伴って引き継ぐ際は、引継ぎを行うその時点での解約返戻金の金額が、掛金総額となって個人から法人へ移される形となります。そのため、掛金の支払が 12 か月分を下回る場合は解約返戻金も 0 円となり、掛け捨てのような形になるため、会計処理の必要もなくなります。

会計処理としては【図表 1】のようになります。個人から法人へ売却したという処理をするので、個人の所得が増えます。個人の所得が増えるとその年度の所得税額も多くなってしまうため、個人の経営セーフティ共済を法人へ引き継ぐタイミングも重要になってまいります。

【図表 1】

例えば、法人成りに解約返戻金が300万円の場合、仕訳は次のようになります。

個人事業主で法人成り時の仕訳

借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額
現金	300万円	雑収入	300万円

法人成り後の仕訳

借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額
保険積立金	300万円	現金	300万円

ご不明な点がございましたら各担当者へご確認ください。

【参考】

独立行政法人 中小企業基盤整備機構：事業の法人化に伴い、共済契約を引き継ぎ（承継）する場合

<https://www.smrj.go.jp/kyosai/kyosai/customer/procedure/succession/01.html>

芦屋会計事務所：倒産防止共済は法人成り後も引き継ぎできる！継承の条件まとめ

<https://ashiyakaikei.com/bankruptcy-prevention-mutual-aid-corporation/>

インター
店
便り

計画的に言うけど、気付けば私も毎月期限に追われてます

文責：大脇

こんにちは。まだしばらく残暑が続くようですがいかがお過ごしでしょうか？
お子様がいらっしゃる方は、ようやく長い夏休みも終わり、やれやれといったところでしょうか。

他スタッフの話を知ると、夏休みの宿題も昔とかなり変わったようですね。

まず、子供のときに毎年苦しめられた読書感想文がない（もしくは任意）。
原稿用紙 5 枚にびっしり書かないといけなのに埋まらない……、無駄にかきかっこや句読点、行替えを行っても埋まらない……、「もう早く書きちゃいなさい！」と隣でお母さんに言われても埋まらない……。あの埋まらない地獄がないだけでもうらやましい(笑)。さらに、圧倒的に量が少ない！しかも、あろうことか日誌の丸付けをしてから提出となっているので、答えが配られている。こりゃあもう丸写しでしょ。

それでも、夏の思い出の絵を描くのは苦戦したようで、「7 月中にさっさと終わらせたかったのに、『まだ何も思い出がない』と言われたので、ベランダにいるカブト虫を無理やり描かせましたよっ」とのこと(笑)。宿題は子どもだけでなく、大人の宿題でもあるんですね(;▽;)

さて、いよいよ来月より**インボイス制度**が始まりますね。

「もうインボイス登録は終わって、番号はあるし、準備できているもんね♪会計は税理士に任せているし～」なんて思っているアナタ！本当に準備は万端ですか？滝藤さんと横澤さんが出演している「楽○明細」の CM ではありませんが、『登録する』が終わりではありません。

（横にそれますが、CM の中に「部長のお小遣いと一緒にですよ」というセリフがありますが、“2022 年会社員のお小遣い調査”によると、会社員のお小遣い額の平均は 38,642 円だそうです。昨今の物価高にに応じてお小遣いも……、と思いたいところですが厳しいでしょうね🙄）

……本題に戻ります。「インボイスに対応している」とは、

- ①請求書が対応している（適格請求書発行事業者の登録番号や税率ごとの消費税額、適用税率を明記した請求書。単に税込価格を記載しただけの請求書は NG です！）、
 - ②請求書の保存（請求書発行側も受取側もインボイスを 7 年間保存する必要があります）、
- が必要となっています。

詳しくは、同封しております **DR.tax 今月の増刊号**をご参考に。

あとがき：

先月、ひさしぶりにスタッフと 4 人で飲みに行きました🍷（と言っても私はジュースですが）
最後にデザートをと、と思ったら「アイス」しかない！しかも残り 1 個しかない！このままでは血で血を洗う惨劇になりかねないので、居酒屋を出て数年ぶりにガストへ🚗

久しぶりのガストは驚きの連続でした。「いらっしゃいませ、何名様でしょうか？」のお兄さん以外は全部機械！注文はテーブルにあるタブレット、注文した品を運んでくれるのはロボット、会計はセルフレジ。

特にロボットは感動しましたね～。お客様にぶつからないようにちゃんと避けながら運んでくれる、酷使されていても嫌な顔をせず満点の笑顔(笑)。「ロボットと記念撮影しましょうか？」と言われていたのに、いざ運んでくれたときに私はドリンクバーにて飲み物に悩みに悩んでいたの（だって種類が多すぎて～）、間近で見られませんでした。けれど遠目でも可愛さに十分癒されました。

お会計のとき、レジ横にロボットをモチーフにしたおもちゃがあったので、子持ちスタッフに「買ってあげようか？」と聞いたら、「動かないロボットはいらないです」と言われました。可愛くないっ(°Д°)ノ



行楽 日記

マイナスイオン

文責：南

毎年 4 月下旬～11 月上旬にかけて開園する「赤沢自然休養林」にマイナスイオンを浴びに行ってきました。

赤沢自然休養林は日本三大美林の一つで、樹齢 300 年以上の木曽ヒノキが立ち並ぶ美しい森林地帯です。そして知名度の高い木曽の「赤沢森林鉄道」。

赤沢森林鉄道の路線を走るのは、レトロなトロツコ列車です。走行区間は片道 1.1km、約 10 分と短いですが、列車の側面はオープンになっているので、森の空気を直に感じることができ、まさに森林浴列車という感じでした。

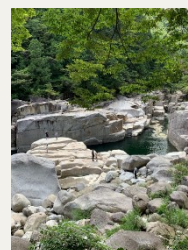


また周辺には遊歩道が整備されていて、列車での往復も出来ませんが、帰りは林間のハイキングを楽しみながら遊歩道を。森林の中で食べるおにぎりは不思議と普段より美味しく感じます。

森林鉄道を楽しんだ後は溪流プール。水はとても冷たく澄んだきれいな川でした。

帰り道、「寝覚の床」へ。

大きな白い石が重なりあってすごい迫力です。奇岩群まで行けませんが、道は特にありません。大きな岩場を落ちないように気をつけて行きます。楽しいですが少し危ないです。若い頃に行ったときは明らかに体の動きが違い、あまり進むことが出来ませんでした。全身フラフラプルプルでした。



そして、馬籠宿でお蕎麦やかき氷を食べて帰宅！

暑い日が続きます。空気の澄んだマイナスイオンを浴びに行ってみてはいかがでしょうか。

無料経営相談実施中！！

代表 三上による経営相談をご活用ください！

2023 年 9 月開催スケジュール(要予約)

9 月 4 日(月) 10～12 時

9 月 5 日(火) 13～17 時

9 月 7 日(木) 18～20 時

ご予約電話番号 **0120-974-830**

臨時休業のお知らせ

10 月 5 日(木) ～ 10 月 9 日(月・祝)

10 月 10 日(火) より通常営業致します。
皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、
ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

9 月の税務

- ・個人事業者の消費税の中間申告分の振替日（振替納付を選択している場合） **振替日…9 月 27 日(水)**
- ・7 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉 **申告期限…10 月 2 日(月)**
- ・1 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分) **申告期限…10 月 2 日(月)**

三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92 TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
- 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108-9 TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
- ◆共通メールアドレス mikami@taxer.info